

総務、産業、建設常任委員会記録

招 集 年 月 日	平成28年9月27日（火）
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午後1時30分
出 席 者	委員長 我妻 薫 副委員長 山岸 三男 委員 千葉 一男 委員 藤田 洋一 委員 櫻井 功紀 委員 鈴木 宏通 委員 前原 吉宏 議長 吉田 真悦 請願の紹介議員 橋本 四郎
欠 席 者	
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局次長 佐藤俊幸
協 議 事 項	・ 請願第1号、公共下水道事業の変更を求める請願 （紹介議員からの意見聴取）
そ の 他	
閉 会	午後2時37分

2号様式 協議の経過

我妻委員長	大変お疲れさまでございます。ただいまから請願にかかる審査に入りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。 座って進めさせていただきます。 総務産業建設常任委員会、委員7人全員出席でありますので委員会は成立しております。 それではただいまから請願第1号、公共下水道事業の変更を求める請願についての審査に入りたいと思います。 請願内容についてはお手元に既にお届けしてあるとおりでございます。本日はこの請願内容の理解をより一層深めるために、紹介議員の橋本四郎議員より請願の説明をいただき、請願内容の理解を深めていきたいというふうに思いますのでよろしくお願い申し上げます。 それでは橋本四郎議員、紹介議員としてこの請願の内容についてのご説明をお願いしたいというふうに思います。
橋本議員	はい、座ったままでいいですね。
我妻委員長	はい、座ったままで結構です。
橋本議員	町の下水道の事業計画、こういう表を見たと思うんです。これ何かが書いてあるかということ、年度別の管渠、排水管の建設費に1メートル幾らになっているかというのは、皆さん方の資料にもいっていると思いますが、7万幾らという表示しています。しかし、それは昭和の17年以降だという。メートルでそうになっている。最近震災以降は9万から10万。ですからそれ以外、今日は出席しておりませんが、吉田さんという牛飼の方が、下水道課にこれおかしいんじゃないかと言ったけれども、明確な回答がありません。 なんでこの請願が出たかということ、私たちが公共下水道を敷設した際に、請願をされた内藤さん、後ろにおりますけれど、自分の家はもう合併浄化槽付けているにも関わらず、ここに公共下水道を引いてどうするんだろうと。そして少子化になる、あるいは農家を離れていく人も、人口少なくなって世帯も。その中でこういう金額をかけていいのかという話を私はされました。 もちろん、そういう話がありましたから私は資料、皆さん方にお渡ししながら、今、かかっている経費というのは、1軒当たり町の計画では200万を最低でも超している。 皆さん方、今回の議会で承認しましたよね。これは遠田橋の下、みかわ屋の所からホームマックの所までの公共下水道を引く管路の予算。承認した。行政報告で。単に8千万使いながら報告で済ませたんですが、8,580万かかった距離数というのは400メートルしかないんです。400メートルちょっとです。400メートルちょっとということは1メートル当たり20万円以上、超すくらいかかっている。 そうすると、端的な話をしますけれども、この資料、私、皆さん方に見せてきたんですけれども、起谷の場合、彫堂から起谷に向かってのところ

を本会議でこれ承認したと。承認と言っても勝手にしていいよというふうに報告事項にしたから町長が勝手にしたんですけれども。この場合、1,100万。起谷の部分、要するに彫堂の部分は約半分の400メートルか500メートルです。これは青生からトレセンまでの行く道路、あの交差点までは彫堂、これから西のほうは起谷に出ると。その400メートルの距離で幾らかかったかというとなんと1億1千万。ごめんなさい、これは数字間違うと申し訳ない。8400万でした、ごめんなさい。1億なりません、8400万でした。そうしますと、8400万という金は、100万円の合併浄化槽は84個付けるということになる。簡単ですよ、これ小学校の子どもでもできる。それなら、今後これから改良区の付近から起谷の中に入って行くと約700メートルになる。ここにまた700メートルあったら8000万近く、7000万以上かかります。そうしますと、今、彫堂から起谷まで引いた金で、起谷の皆さん方に無料の合併浄化槽を付けられるんだよと思うのは当たり前じゃありませんか。

そういうことから、新田の皆様方はこれらの情報を得られて、こんなに無駄にされたら困ると、借金ばかりふやされて。こういうことから今回、町長に対して、あるいは議長に対して公共下水を行なうことを考え直してくれと。

そして将来、大崎区域で言いますと、私の町と涌谷町を除いて、大体、1市2町は合併浄化槽を各家庭に町、あるいは市が付けて利用料を取っているという状況なんです。これは皆さん方も、私にこの問題を出されたとき調べられたと思いますけれども、大体3,300円から3,500円、1カ月分、使用料です。その程度で貸す、こういう町民の負担でかからないことをなんでこの町ができないんだと。それをしてもらおう。

じゃ、議員の皆さんだったらわかるんじゃないかなという気持ちで今回、内藤さん含め、あるいは浅野さん、あるいは伊藤さん、そして代表になって集めた署名を持って町長側と、それから議会側に請願をした次第なんです。

これは後ほど申し上げますけれども、町長の回答のほうは後ほど申し上げたいと思います。

ただ、今申し上げたように、町民、今の公共下水道の事業は町民の負担はふえるし、個人の負担もふえる。ですから、今年からでしょ、20万円までは公共下水道を利用している人に助成金出してやったの。何で決めたかわからないの。20万の金出しているんだ、最高限度ですね。それほど個人の負担がかかると言われている。

私の中組では100万以上かかる人が少なくとも5、6軒あります。あとは堀があれば堀をくぐっていくと推進式の排水溝を作らなくちゃなし、ポンプを付けなきゃならないから、これもかかる。こういう方が20軒から30軒あります。

そういう形で、この町の財政が赤字だ、赤字だと言われながら、大変だという中に、金の使い方をもっと、町長側に注文を付けてやる、町民の意

	向を取り入れながら個人の負担を少なくできないか、少なくしてほしい、ということから議長に対して請願を出したんです。 内容的に皆さん方から質問あれば、あると思いますんでお答えいたしますので、どうぞ今、考え方を私、どういう経過でもって請願をしたかのいういきさつだけは代わって申し上げます。 以上です。
我妻委員長	今、橋本議員の請願についての説明ございました。今の説明も含めて委員のほうからご質問あれば、お聞きいただければと思います。 ございませんか。 藤田委員。
藤田委員	今、橋本さんの説明の中で言われた内容、請願の方々は、ここに3名の方がおられますけれども、新田、起谷地区の行政区。
橋本議員	これは新田地区です。
藤田委員	新田地区ですか。
橋本議員	はい、起谷地区にまだ入っていません。
藤田委員	町のほうから計画の中に集合地域の中での、戸数的なこの数字を見ると295戸の戸数があるとこれに書かれているんですが、下水をやるための町の計画の中の行政区があると思うんですよ。行政区の中の方々の区長さん初め、皆さん方の意見がその辺どうなのか、その辺をもしわかれば、お聞かせいただければなと思うんです。
我妻委員長	橋本議員。
橋本議員	区長は当てになりません。勉強してませんよ。だから区長相手にならないから私のところに來たんです。
我妻委員長	藤田委員。
藤田委員	ですから、これ行政区というか、その地域の中でやるの、計画を立てて町としては。資料を貰っていますけれども、その中でやっているわけですから。ただ、当てにならないからやるんですと。 行政区の中でもいろいろ検討されたり、橋本さんが紹介者ですけども、その中でここまでくるまでのいろんな経過があって、話し合われたこともあるのかどうかということでお尋ねしたんですけど、その辺どうでしょう。
我妻委員長	橋本議員。
橋本議員	この町が宮城県下の町村の中で一番、借金を背負いながら何で無駄なもの、事業をするんだと。だから根本的には公共下水道、暗渠排水が1メートル、毎年、1軒当たり200万円以上かかる事業を進めていいのかどうかを考えてほしい。
我妻委員長	橋本議員。今、藤田議員が聞いているのは、地区内で話し合われてきた経緯があるのかどうかということで。
橋本議員	経緯ですか。 私は1回は話はしましたが、あとは内藤さんとか浅野さんとか、伊藤さんとか中心になって署名を集めて、署名が60名位集まったはずで。

	それ提示してある。
我妻委員長	藤田委員。
藤田委員	そうすると地区の中に区長さんとか、そういう方々はこの件についてはわからないということですか。
橋本議員	勉強していません、残念ながら。
藤田委員	そこだけ。
橋本議員	区長いなくていいです。俺のほうの区長もしていません。まるっきりわからないです。 ただ、言います。俺の中組の区長は、俺は付けないこう言っています。金かかるから。名前は言いません。それは後で調べてください。
我妻委員長	藤田委員。
藤田委員	橋本議員さんもこの件についてとくとおわかりで、資料なんかとくとかかっていると思うんです。ですから我々も資料に基づいてお話しするんですが、いろいろ下水工事、集合処理、それから浄化槽と分かれるんですが、集合処理ではいろんな工事がこうなって年間これくらいの金かかりますよと。浄化槽にした場合、これくらいでこう、この数字に表れているから、その辺も橋本議員さんはその地域の方々の、請願出された場合に、その説明なんかもあるような説明も橋本さん多分していると思うんですがね。 その点の理解というか、それ辺はどういうふうな橋本さん、聞いておいたのかなと思っているんですが。
我妻委員長	橋本議員。
橋本議員	私はいつも議会で言っているように、行政も議会も議員も最小の経費で最大の効果を上げるような努力をなさいと。それができないなら議員を辞めてもいいし、町長になる資格がありません。 委員長、ごめんなさい。ちなみに言わせてください。
我妻委員長	藤田委員の質問は、そういう資料はどこまで橋本議員は説明されているのですかと、今の確認だったの。
橋本議員	私はだから、実情を申し上げてきました。
我妻委員長	町民に実情を述べてきたということですね。
我妻委員長	藤田委員。
藤田委員	請願の紹介議員だからと来たから、全てその辺は全部説明して、それで請願を出したのかと私は解釈したんです。今の話だと当てにならない。ある程度説明したと。こういうことになって出したということでは、それはそれでわかったんですが。 あと、近隣の町村どうのこうのと書かれているんだな、自治体のこと。近隣というと1市2町。先ほど説明がありましたけれども1市2町とは、どこのことを参考にしながら出しているのかなと。 この辺も、もしわかればね。
我妻委員長	橋本議員。

橋本議員	パソコンやる人はすぐ出ると思います。大崎市の合併浄化槽利用の関係の条例。あるいは色麻町、あるいは大郷町のやつを調べてください。大郷町、色麻町、これ公共下水道の漢字入れたらすぐ出してくれます、パソコンで。 私はそれは向こうに行ってもらってきました。そして、一緒にいる佐藤さんと私と大崎の下水道課に行って、向こうの人たちの話を聞きながら、合併浄化槽に切り替えてきておりますという話まで受けています。 おととしの11月頃だと思います。三本木にあります。下水道部というんですか、担当課、大崎市は。
我妻委員長	藤田委員。
藤田委員	調べて聞いてきた中身で、個人的な負担とか、そういうのも全てみなわかっていないと。
我妻委員長	橋本議員。
橋本議員	そういう比較する話を質問したから。おたくはどういう金を取っているんですかと言ったら、色麻町の場合には1カ月に世帯の人数調べても、3,300円から3,500円もらっていますという話を聞いてきた。その条例もあります。 皆さん方もそれを調べられて、俺に質問する限りには、これくらいのことはどうなのかなと調べておいてお出でになると。これが私が持っている公共下水の資料の半分です。この中で国土交通省、厚生省、環境省それから宮城県知事のやつもあります。そういうものも勉強しなければ請願を受ける場合に相手になって、ああ、皆さんそうだねというわけにはいかないでしょう。
藤田委員	私はそこまで。 一応聞きました。あと皆さん、あればどうぞ聞いて。
我妻委員長	ほかの委員さんからどうですか。 鈴木委員。
鈴木委員	では、現在の今の新田地区の請願の署名を集めた方、60名前後いるということでしたけれども、実際世帯数としては170、180世帯。
橋本議員	180以上。
鈴木委員	その世帯数があるわけですね。 そして住民の方は約500人おられますが、その60世帯を歩いたということだけで、その新田地区住民の方が全部賛成しているということではないかと思います。その中で、その60人の方々が、これから例えば10年後、20年後の新田地域のことを考えながら進んでいくということに考えてよろしいかどうかを、まず伺ってよろしいですか。
我妻委員長	橋本議員。
橋本議員	署名活動したことがありますか、署名活動。
鈴木委員	ありません。
橋本議員	ありませんでしょう。各家庭を回って署名を集めるというのは大変なこ

	となの。私は住民請求で何回もしているから、苦痛はないんですけども、1戸1戸回るといふ、この人たちが仕事しながら回っている。だから1週間やそこらでよく60名集めてくれたなと私は思います。署名の数ではなくしてそういう人がいるということは。 皆さん方、聞かれませんか。ちょうど山岸君の家の牛飼の西原に1億幾らで公共下水引きましたよね。私、3月議会でこう言ったの。そこに該当する戸数は何戸だ。44戸です。現在使っているのは何戸だ。4軒と。1億幾らかけて四十何戸を対象にして4戸しか使わない。どういうことです。そのこと、使う人のほうは負担がかかるんです。おたくのほうは農村集落入っているんでしょう。おたくのほうは三十何%しか使っていない。谷地では。なぜです。 じゃ、逆に聞きます。じゃ、なぜ谷地地区は何で使わないのか。
鈴木委員	まず済みません。私の質問が。 (「質問に答えるほうが先ですよ」の声)
橋本議員	質問と言ったって、自分がやっていること正当とするなら、おたくで先だったら。 (「請願者だ」「審査しているんだよ、今」の声あり)
我妻委員長	鈴木委員。
鈴木委員	もう1点、今の質問、ま、一応答えられて…
我妻委員長	答えられてない。
鈴木委員	それで、例えばその地区の今の60世帯を歩いた中で、その後に新田地区で皆さんを含めたそういう説明会及びそういう、この請願に対しての、これからこういうふうにしていくという理解というのは得られたのでしょうか。こういうこととしていきますがどうですかということ。
橋本議員	はっきり申し上げて、署名はしなかったけれども私は合併浄化槽がいいです、負担かかるのはいいですというのが多いです。絶対的に多いです。 おたくが農村集排のとき、どの程度かかりましたか。
鈴木委員	いえ、それは別です。 地域の中でそれだけ皆さんにお話を進めて、その地域で合意の形成をしてきたかということをお伺いします。
我妻委員長	橋本議員。
橋本議員	そう言うなら、これを読んでください。4省で提案した内容なんです。この中に書いてあるの何だったかと。公共下水道は多くの金がかかるから、住民の理解を得ながらやりなさいよと言っているの。 住民の理解を得ないから牛飼のような結果が出たんでしょう。じゃ、そういうふうな形が出るでしょう、谷地。三十何%ですもの。三十何%。使っているのは10戸位しかない。そういうような評判の悪い、町民が賛成できないもの、何ですかと。 ところがこの中では、指摘しているのは、自治体が町民に対して理解を求めて、実施をしてないから、やるからということだと。

我妻委員長	橋本議員。署名後の、地区との皆さんとの話し合いが、その後されたのかということで。
橋本議員	その後はしていません。
我妻委員長	橋本議員は聞いてないけれども浄化槽にしたほうがいい、安くていいんだという声が多い、絶対的だという話がありましたけれども、絶対的だという根拠は。
橋本議員	もう一回言って、何です。後聞こえなかった。
我妻委員長	絶対的だと、さっき。
橋本議員	絶対。
我妻委員長	絶対。浄化槽にするほうがいいというのが絶対だとさっき発言ありましたんで。その根拠はどこにあるんですか。
橋本議員	俺が知っている人、ほとんど全部くらい。 というのも皆さんも知っていると思う、農業組合の組長した三浦、あれも橋本さんそうしてくれ、俺は賛成ですと。そういう説明はしています。
我妻委員長	はい、鈴木委員、いいですか。
鈴木委員	今の説明で私も納得できるような説明ではないかと思っております。 それでももちろん地域の住民の方々の、やっぱり合意形成というのが一番大事かと思えます。もちろん下水道引くのはそのとおりでしょうけども、そのために下水道課でおこなっている計画に対しての反対ということで、地域の住民を巻き込んだ中での合意形成というのが必要でないかと私は思っておりますが、いかがでしょうか。
我妻委員長	橋本議員。
橋本議員	それはね行政側に言うべき事柄なの。あんたが承認したから行政側に。じゃ、これは皆さんの了解を取ってやるのかと聞いたことがありますか、ないでしょ。（「はい」の声あり） それほど行政側に勝手にさせているからこういう議題が出たんです。それがはっきりしたのは牛飼の44区に1億幾らかけながら4戸。こういうのがあるから。皆さん方がそれは行政側に言うことで私に言うことでないでしょう。あんた方、人のことばかり言って。 何で谷地で30%使わないんだと回ったことあるか、谷地の住民を。 （「ありません」の声あり） 自分がやらないで人に言うことだけ、おかしいこと言うな。
鈴木委員	いやいや、私の質問に答えていただければ。
我妻委員長	ま、それは、請願には合意形成は必要ないということでもいいんですね。それは行政側に求めることであって、住民がやったときの、その請願のほうには、そこまで求める必要はないんだよというふうに取っていいんですか。
橋本議員	それは議員としてはそういう言葉は不謹慎だと。行政がしなくて、議員がちっともしないからそういう不満が出てくる、住民に。 じゃ、皆さん方、そういうふう聞いたことある。

我妻委員長	私は確認しただけです。
橋本議員	ある程度の基準に達するならしてもいい。するのが4、5人。ただ、家が回らなくなってきた、負担が大きくなるような地域だったらするべきでない。こういうこと言っているんだ。 だから俺から言うと、何で自分ところそのままにしていながら、ほかのところ聞いたかなんて聞くの、おかしい議員もいるもんだなと。 で、俺の言うの、おかしい。鈴木君の言うの、おかしい。
我妻委員長	副委員長。
山岸委員	今、橋本議員のお話聞いていて、最初の前段の部分は。
橋本議員	ちょっとごめんね、俺、補聴器かけても。
山岸委員	前段の部分は一部理解はできます。要するに受益と負担という考え方をすれば、確かに負担が大きいのだから、そういう負担をさせないような別な手法、別な方法があるんじゃないかと。 そのことは確かに、その部分に関しては理解はできますけれども、ただ先ほど来、橋本さんのお話ですと、牛飼地区のこと言いました。1億も幾らかけても接続率が何軒しかないんだというお話なんですけれども、それは説明しないからとか、そういうことを議会で勝手にやったからという表現されましたけども、下水工事はやる前に町民、住民に説明会をしています。そしてさらには、工事が始まる前に負担金を徴収しています。町の事業を進める段階では、それをちゃんと説明されていますよね。でも橋本さんのさっきの意見は、そういうことやってないから、理解されてないからこういう、つなぐ人がいないという意見。それは間違っていると思うんです。そのことについてはどう思いますか。
我妻委員長	橋本議員。
橋本議員	確かに、町民にもマイナス生まれます。そういう会議があっても来ない人がいます。来ない人がいるからそれ、無視してやっていいとなりますか。それは町民側にも責任あります。だったら、出るんだったら説明会もある程度、そういうこと含めて町民利用者には十分な説明をおこなってやりなさいと。1回位、集まってくれと言って集まらないから、あとは事業を進めますということありますか。そういうのは、今言う、地方自治の民主化なんですかね。私は1回やって集まらなかったら、2回やると。 ところが今言った負担金の問題でしょう。負担金の問題は関係ないですよ。負担金の問題というのは、屋敷の広さによって1平方メートル300円取るとやったんだから、これ全然、会議とは関係ないです。
我妻委員長	副委員長。
山岸委員	私が言ったのは、この負担金を事前に町民、住民にその工事する前の説明をしています。そのときに、工事始まる前に、それをちゃんと理解をした住民の方々、印をついて負担金を出すことに、切符みんなもらいますよね。私ももらってしままだに払っていますけれども。それを説明として合法的に説明をされている。例え説明会に来なくとも、よろしいということ

	負担金を払っているんですね。説明をちゃんとされていると私は思うんですけども。 橋本議員は、そういう説明をしていない、勝手にやっているという言い方なんですけれども、それはやっぱり違うと思いますけれども、いかがですか。
我妻委員長	橋本議員。
橋本議員	小牛田の駐在からみかわ屋の手前までしたとき、私の知っている人があそこ3件ある。集会に行きませんでしたと。しかし、負担金のこと聞きました、来られるのがいやだから収めましたと、こう言っていました。 問題はその説明会に出席する、しないに関わらず、負担金は取るんです、これは。だから、あんたのところ何人の人に聞いたかわからないけれども、少ない人数しか出なかったら、これで町が大きな金を使うことに後で問題が起きたら、もっと考えたらどうだというのは、議員じゃありませんか。 行政は簡単にやりたいです。ただ、やっていいことと悪いとか、町民に負担かかると思ったら、理解できるまで説明するのは当たり前じゃないですか。ただ、理解しない人もいると思う。ただ、理解を求めるような努力はすべきである。それ1回で説明会終わりなんていうことは説明にならない。努力を求めたとはならない。物事で1回と言われたら、あの人に役員になってほしいから2回も3回も行った。そういう努力をなんでこういうふうにやらないのかと。
我妻委員長	副委員長。
山岸委員	橋本さんの言い分としてはね。 確かに1回説明会開いて出席できなかった人に、またさらに説明会を開いてもっと丁寧に説明しろよという。
橋本議員	そうそう。
山岸委員	でも説明会に行けない人の事情も考慮しなくちゃいけない。その中で、でも工事始めますということで切符をもらったときには、納得して、工事費を負担しているんですよね。それは本人が行けなかった自分の事情もあるんだからいいよということで、工事費を負担しているわけですから。それをもっと。 事前に工事負担分の切符きますよね。
橋本議員	事前に工事負担来ると。
山岸委員	うん。工事費の。
橋本議員	事前に工事費、ちょっと委員長。 何のこと言っているの。
山岸委員	理解できませんか。 下水道の工事負担金って、説明会をこういうわけでこれ、何年にここからここまで下水道工事します、そのためには工事の負担金かかりますよということ、それご存知ですよ。
橋本議員	あれは終わってから取るんでしょう。

山岸委員	違います。終わる前に。
橋本議員	工事に先がけて取るわけでないでしょう。工事の最中に。
山岸委員	ま、いずれにしても、その工事の負担金を出すということは、本人が認めているということじゃないんですか。
橋本議員	工事が終わってから負担金という。これはどういうことでそういうふうになっているかと建設課長が私に議会で答弁したでしょう。何で負担金取れるかと。負担金を取ることができるけれど、強制的に取れないんだぞと言ったら、これは下水道を工事することによって地価が上がるから、その分で取るんですと言った。いいですか。上がっているかと言いました、このことは。ただ、当時の、前の及川君です。及川君が課長のときに私に何で負担金取るのかと言われたときに、公共下水道を引くことによって地価が上がるからその見返りとしてもらうんですと。 前に取りますか。いつ取りました。教えてください、いつだか。
我妻委員長	副委員長。
山岸委員	私は取る理由を聞いているんじゃないの。 工事を始めるための必要経費としての負担金として、それを認めて払っているんですから、それは説明してないとか、そういう意味ではないでしょうということを言って、聞いている。
橋本議員	工事前に取ると言ったから。 工事前でないとやっているの、負担金は。
山岸委員	どちらにしても、だから、前であろうと後であろうと本人が負担を認めているから、払っているんですから。
我妻委員長	休憩します。
	休憩 14:01 再開 14:09
我妻委員長	再開いたします。 副委員長、ちょっと。訂正あれば。
山岸委員	橋本議員。先ほど私、工事の前の負担金のことをお話しましたよね。私ちょっと勘違いした部分が一部あるんで、改めて確認させていただきたいと思いますので、そのことについては。
橋本議員	どうぞ、どうぞ。俺の言うのに、間違いがあるはずないんだ。 俺、間違ったこと言ったことある。
我妻委員長	じゃ、その負担金うんぬんのところはね、若干、大分ヒートアップしたようだけれども。後で副委員長のほうでも確認するということですから。 そのほか、ございますか。 前原委員。
前原委員	書面の中で、先ほど鈴木委員のほうから北浦新田地区というのは確認させていただきました。

	その下のほう、もうちょっと下のほうに、近隣の自治体はという部分で、橋本さんが大崎市の一部と。 聞こえますか。
橋本議員	聞こえます。 もう少し高く言ってください。
前原委員	近隣の自治体と言いましたよね。それに対して橋本さんの説明の中で、大崎市、色麻町、大郷町という部分を回答していただいたんです。大崎市は当然、全てではないですよ。
橋本議員	そういうふうに書いてきたと、説明受けました。資料もらいました。
前原委員	そこまでいいです。 その近隣の自治体、今度、下から5行目「そのためにもほかの自治体がおこなっている良さ」、これはどこなんですか。
我妻委員長	橋本議員、大崎市は全体ではないんですねという確認でした。
橋本議員	そう。全体でないです。
我妻委員長	全体ではないですね。
橋本議員	はい。
我妻委員長	あと、「良さ」。
橋本議員	ちょっとね、誤解のところ言うから。 何で全体でないと言われると、公共下水道を見直して、合併浄化槽にしているのは大崎市です。
我妻委員長	ですから、大崎市全域ですかと聞いている。
橋本議員	全域ではない。それは鹿島台、三本木とか松山は入っています。それはさっき休憩中に言った、利用者の人数の減少、このことで証明できるはずですよ。調べてみてください。
我妻委員長	確認します。全域ではなくて、鹿島台、三本木、松山そういうところだということでもいいんですか。
橋本議員	その地域のことをやっていると説明を受けました。
前原委員	最初のほうですね。そうすると大崎市の中の鹿島台、松山、三本木と言いましたよね。旧古川市の市街地の部分に関しては、どういった規制を取っているんですか。
橋本議員	そこまで聞いていません。
前原委員	調べてはいないんですね。
橋本議員	はい。
前原委員	合併浄化槽と公共下水道のどちらを選びますかという体制を取っているんですか。大崎市のその限られた地域、または全体。
橋本議員	いいですか。 各市町村がやっているのは、おたくのうちに町で公費でもって合併浄化槽を付けてあげますから、必要だったら申し入れて下さいと。そして付けますと。大体、そういうルートです。希望した人は付けてあげる。

我妻委員長	前原議員。
前原委員	質問が違うんですけれども。回答が違いまして。 私が聞いたのは、合併浄化槽は昔… こういう話をしましょう。私の家は、もう浄化槽を付けて 20 年近くなります。前は合併浄化槽を使っていました。合併浄化槽を使っている地区でも旧小牛田地区は下水道を引くに当たって、エリアで敷設していききましたよね。そこはご存知だと思います。その中で合併浄化槽を使っている方も当然、切り替えて下水を使っている方いるの、ご存知ですよ。私もそのとおり 20 年近くなる。 同じように、大崎市の市街地の中で、そうやって切り替えた世帯どれくらいいるかご存知ですか。
橋本議員	調べていません。 調べる必要ないと私は思っているんだ。どっちが 1 戸当たりの建設費が高いかどうかで私は調べていると。ただ、その中で今言った大崎の三本木のほうは、方法に変えています。それは何かというと、この資料を見るとわかるように公共下水のほうから撤退した、人数を見ると減らしているという実績でわかるということ。
我妻委員長	前原委員。
前原委員	そうすると、大崎市のある一部では、という形の捉え方でよろしいわけですね。
橋本議員	そうなることもあると思いますね。全部調べてないから。全部調べてどうするんです、それが。 そうでしょう。そう言われるというのは、そこ回れというのは、当たり前でしょう。全部私が、問題でないです。
我妻委員長	前原委員。
前原委員	そういう意味で、そうなったときに、今言った「近隣の自治体は」、その部分ですね。今度、さっき 2 つ目の質問をしました。「そのためにもほかの自治体がおこなっている良さ」、それを説明していただけますか。
橋本議員	希望すれば合併浄化槽を付けてくれるという各自治体の動向をまねなさいという。
前原委員	それでは回答にならないですね。どこがどのようないきさつで、ちゃんと具体的に説明していただいて。
橋本議員	委員長。合併浄化槽でやった場合の 1 戸当たりの経費、町の負担。それから個人の負担、それと公共下水引いた場合の 1 戸当たりの町の負担がどのくらいか調べないで、こんな質問しているのでは（聴取不能）ならない。何を聞いているんだ、（聴取不能）
我妻委員長	前原委員。
前原委員	私はあくまでも、請願の中の文章から説明していただきたい。
橋本議員	請願でないって。自分が議員としてそれを決めるときに、じゃ、何で、横埜のとき（聴取不能）

我妻委員長	橋本議員、請願の内容を今、理解しようとして聞いているんで。
橋本議員	そういうのが無駄だと感じないのかと。 あんた方のほうで。俺のほうも逆に聞きたい。8千万で家のないところ作っていったらどうするのやと。無駄でないかと。このこと、無駄でないというなら言ってください。こういうこと無駄じゃありませんとこういうこと言って。聞きましょう、逆に。
我妻委員長	前原委員。
前原委員	最後に上の2行です。「北浦新田地区の住民は公共下水道を実施することに賛成できないことと浄化槽方式の変更の請願を美里町町長に提出しました」とありますよね。 これの回答は来ているのかなと。さっきありますみたいなこと言っていたんですけども、それについてお尋ねしたいなと。
橋本議員	コピーしてあげましょう。こんな回答しかできないで情けなくなった。回答でない回答です。皆さんも必要だろうだからコピーしてやりますから。
我妻委員長	いいです。
橋本議員	ちょっと休憩して。
我妻委員長	前原委員。
前原委員	今の回答に対するこちらからの、町に対する請願というのと一緒にいただいてもよろしいでしょうか。
橋本議員	請願の前は同じだから、別段必要ないんでない。それ調べて何するの。わざわざ俺に聞くのではなく、行政からもらったらいんじゃないの。何もしないでここに来て、ああです、こうですと話おかしいだろう。やるためには、自分たちの質問の事項を決めておいて、あるいは準備して、こういうの出しておかしくないかというのが当たり前だろう。何でもかんでも聞くから。そんな議員で困るんだって。
我妻委員長	橋本議員、執行部側からもちゃんと確認します。 ただ、今日は橋本議員が紹介議員となって出された請願書の内容を確認しているだけです。
橋本議員	これは署名代表者に送ってよこした。 町長の名前で8月12日となっている。
前原委員	以上で終わります。
我妻委員長	それ必要ですか。 (「要らないな」の声あり) まず、町長がどういうふうに回答したかというのは今後、こちらのほうでも、もう1回確認はしますんで。
橋本議員	無駄にならない。
我妻委員長	櫻井委員。
櫻井委員	ちょっと私にも確認させてくださいね。 橋本議員さんは、この公共下水道事業の変更を求める請願の請願者ではないですよね。

橋本議員	請願の仲介者ね。
櫻井委員	紹介者でしょう。 さっきから聞いていると、請願者みたいな答弁しているから。そこを確認しますよ、紹介者でいいんですよね。
橋本議員	請願者の趣旨を理解しなきゃ紹介者になれないの。 （「それはわかります」の声あり） だったら、浅野さんにでも聞くか、請願者、代表3人いるから。やっぱり要らないか。
我妻委員長	櫻井委員。
櫻井委員	じゃ、次に、下水道課長さんのほうにも出したと、前に橋本議員さん、言いましたよね。その日付は議会に出した日付と同じですか。
橋本議員	ごめんなさい。（「聞こえなくなった」の声あり）
我妻委員長	町長に出した日付でしょう。 櫻井委員。
櫻井委員	そのときは、町長は留守だったので宛名は町長だったけれども、担当の下水道課長に出したんでしょうかということを確認したい。
我妻委員長	同じ日ですね。
橋本議員	そうです、そのとおりです。議長と同じ日です。
我妻委員長	同じ日に提出したと。
櫻井委員	確認します。 ということは、平成28年7月22日ということでもいいですか。
橋本議員	1日くらい遅れているかもしれません。21日、その日にちまでは。
櫻井委員	わかりました。いいです。
我妻委員長	記憶では同じ日だと思っているということでもいいですか。
橋本議員	日にちなら1日、書いた日にちから1日くらい遅れると思います。 お互い都合があったはずだから。
我妻委員長	はい、ほかに。 千葉委員。
千葉委員	今までの話を聞いて、大体僕も理解したわけじゃないけど、よくわかりました、状況が。 それで橋本さんが最初に説明していただいたのは、経済的な優位性について、まず説明されましたね、そのための根拠にして、取りあえずこの事業は変えたほうがいいんじゃないかという根拠でよろしいですね、一つ目はね。 すると私たちの仕事は、提案権はそういうものに対してはありませんので、町のほうに出されているということであれば、やっぱり、町のほうの考え方を我々も聞きながら、これから方向を決めていかなくちゃいけないと思いますけれども。少なくともこの請願によって、町の今持っている計画を変更しようということですよ。そうですね。
橋本議員	はい。

千葉委員	ということは、その対象者となる方々は変更の対象になるということですよ。
橋本議員	はい。
千葉委員	そうすると、その中には反対という方も、もしかしたらいるかもしれませんね。
橋本議員	今のところ確認していません。
千葉委員	だから、それは、おりますね、それは関係ない。
橋本議員	いるのかどうか、わかりません。
千葉委員	わからないでいいんです。 反対という人もいるかもしれませんよね。 わかりませんか。
橋本議員	わかりません。 そんなに金ある人だったら、自分でいくらかかってもやるというなら自分で浄化槽付けるはずで。付けないということは、浄化槽に出す金がないから。
我妻委員長	いや、そうじゃなくて。
千葉委員	そういうことではなくて、私が言っているのは、これは少なくともこの行政区を対象にして、計画変更をなさいと。どちらかというところの内容はね。 ですから、そのうちの今、請願者は3人ですけども、この行政区に住まわれる対象者の中には、この反対、要するに変更しなさいという意志の人ばかりではないでしょうと。
橋本議員	そこまで何で確認する必要があるの。
千葉委員	いやいや、そんなことない。私は確認したいんです。 それは全部オーケーですということは、どうですか。
橋本議員	言語明瞭、意味不明という言葉あるんです。 何で。
千葉委員	いや、いいです。 この回答は要らないです。
我妻委員長	必要ないという回答でいいんだね。
千葉委員	うん、うん。
橋本議員	そういう話があったら、そういう（聴取不能）公共下水できるというの出てきませんか。
我妻委員長	今確認しますけれど、千葉委員は全体のね、そこの地域全体をやめた場合、逆に言えば公共下水道をやってほしいという人もいるかもしれない、その人たちの意志はどうですかとことを確認したかと思うんですが、そうじゃないですか。
千葉委員	そうです、そのとおりです。
橋本議員	想像としてはいないはずだ。 （「いないのね」の声あり）

	いない。私はそう断言できる。一人でもいたら議員辞めよう。十人くらい（聴取不能）。そのぐらいの気持ち（聴取不能） （「そういうことじゃないよ」の声あり）
千葉委員	橋本さんね、何かが自分のとおりにならないから辞めます。それじゃ、じゃ、出さないで。そんないい加減な（聴取不能）も生きた人の結論ですかというの。
橋本議員	（聴取不能）の話をしたいというの。
我妻委員長	千葉委員、冷静にやってください。
千葉委員	わかりました。いいです、もう。
我妻委員長	いいですか。 私のほうからも。今のも関連しますが、この請願はあくまでも新田地区だけを対象にした請願ということでよろしいですか。
橋本議員	新田地区の人から出た請願。
我妻委員長	いや、ですから対象地区のことを聞いているんです。
橋本議員	それは新田地区ですね。
我妻委員長	町域全域を対象にしているんですか。 公共下水道計画地域全体を対象にした請願ですか。
橋本議員	それ何で新田の人が関係があるの。ちょっと聞け。新田の人が（聴取不能）
我妻委員長	私は確認しているんです。
橋本議員	いやだから断っているんだよ。 （「聞こえないだけなんです」の声）
我妻委員長	ですから、その新田地区に限った請願ですかと聞いているの。
橋本議員	（聴取不能）にしても、皆さんから出された六十何名あれば、町営住宅の皆さんから出された署名です、請願です。それなにかこれに関係・・・
我妻委員長	ですから、計画地域全体にわたるわけではないんですねということ。
橋本議員	委員長ね。
我妻委員長	いや、私は確認しているの。聞いているんです。
橋本議員	俺の、言わしてくれる。 物事をする場合に、100人いたら100人でなければできないと言うなら。
我妻委員長	ですから。
橋本議員	いや、俺の話、聞いてから言いなさいよ。
我妻委員長	私が聞いているんです。
橋本議員	いや、俺が聞いているのさ。なんで俺が聞いてだめなの。
我妻委員長	いや、どっちなんですか。 町の。
橋本議員	一方的に聞くだけではない。こっちから理由聞くことあるでしょ。
我妻委員長	ですから、私が聞いたことにまず答えてください。
橋本議員	答えた。

我妻委員長	町の公共下水の整備区域全体を対象にした請願ですかと聞いているの。
橋本議員	その、全体ってどういうこと。
我妻委員長	公共下水事業の計画区域あります、それ全体に。
橋本議員	全体って、北浦全体、新田全体。
我妻委員長	町の公共下水事業の計画全体に及ぶんですかと聞いているんです。
橋本議員	いやいや、新田地区だけですよ。
我妻委員長	新田地区だけですな。
橋本議員	当面は新田地区だけ。そのうち中組からも横埜からも出ると思う。
我妻委員長	それから、もう一つ私も確認したいのは、さっきの千葉委員の質問にもちょっとつながりますが、この地域内にいて公共下水道、つなげたいという人たちの意向はどのように受け止めたらいいいのかな。
橋本議員	私はないと思います。
我妻委員長	ないと思うんですね。 あれば。
橋本議員	責任取ってもいいよと、こういうことです。そのぐらいの気持ちがある。
我妻委員長	なるほど。 ということは、ほかの人も住民です。ですから、その人たちの意向も大事であるということは確認しておきたいと思います。
橋本議員	公共下水は引くことによって、俺のほうでは、新田でもそうだけれども百何万を超す人もいるんです。あとは 50 万で終わる、20 万で終わる人もいる。20 万円以内だったら、今、町が今年から決めた助成金で付けられると思う。20 万で付けられるといたら、よっぽどじゃなきゃ、距離がないと思うんです。 委員長、家屋内の公共下水の、家庭排水管 1 メートル幾らくらいだと思います。
我妻委員長	私、聞いているのは、さっきの経済性はさっきも確認したとおり。
橋本議員	今、聞いて、あんた方、そういう知識あるかということ。 （「だめだ」の声） そういう知識もなくして質問するからおかしくなる。それを調べてから言えと。
我妻委員長	櫻井委員。
櫻井委員	審査打ち切りにしてください。とても審査の内容じゃない、これは。大体、聞いたから。
我妻委員長	ま、じゃ、もう少し。 あともう一つ。さっき近隣の自治体を例に取って言われました。それで、確かに色麻とかほかのほうも公共下水道もやっていますよね、並行してね。すると、地域によって浄化槽を設置する地域、そういった所がやはり、それぞれの町でも検討されているとは思いますが、そのように受け止め方はしていますか。

橋本議員	していますよ。
我妻委員長	していますね。
橋本議員	皆さん方、これね、これ読んだことありませんか。これ県庁が出した宮城県の「よみがえる環境、宮城」。これ読んだ人いますか。
我妻委員長	それぞれの。
橋本議員	これ下水道に対する県の指導です。これの９ページ見てください、何て書いてあるか。
我妻委員長	いいです。
橋本議員	こういう財政大変なときに、合併浄化槽を利用することを積極的に勧めると書いてあるのが載っている。９ページに書いてある。こういうの読みながら論議しませんか。
我妻委員長	あとはですね、経済性ということですが、具体的に試算された経緯はあるんでしょうか。
橋本議員	今言ったでしょ。
我妻委員長	いや、全体の。
橋本議員	全体のことってんじゃない。これからのこと言ってるの。
我妻委員長	新田地区全体でどれくらいの経費が。
橋本議員	あるある。 新田地区ではね、概算。間違ったこれ、公共下水道を引くなら 2,000 メートル、これ資料、書いた資料並べた。起谷から高橋歯医者所には 600 メートル。その高橋歯医者から南に向かって…。
我妻委員長	単なる距離数じゃなくて、いろんな諸経費も。
橋本議員	それ、距離数なんでかという、暗きょだよ。
我妻委員長	いや、具体的に町の計画と対比させて検討しなくちゃいけないと思いますので。
橋本議員	だから、その場合にどこにパイプ引かなきゃ、公共下水を利用できるかというの、わからないでしょ。
我妻委員長	そうです。まだ実施計画もいっていませんから、そこまでやっていません。やっていないのに、計算したということも逆におかしいんじゃないんですか。
橋本議員	おかしい。やらないとこうなるよということじゃ駄目なの。 議員というのは、やられる前に計算しながらそういう計画、俺の計算こうだから、違うんでないかとか言うのが議員の資格でないの。 新田のほう調べてあります。キロ数は。
我妻委員長	キロ数はわかります。はい。それはいいです。 ほかに。 それと最後に確認したいんですが、まだ新田地区の方について、あの地域については、町からの説明には入ってないですよ、まだね。まだ計画、認可区域になってない。認可区域というか、まだ、地域住民の説明会をまだやってないですよ。

橋本議員	委員長、私が言いたいことは、事業が始まったらどうもこうもしようがないだろうというの。事業が始まる前に、今までの経過から見て、この地区は合併浄化槽を1戸に2個も3個も付けてやるくらいの工事費かけて、なんで排水管を引くんだと、町民の意向が出るのは当たり前じゃないですか。 金がなくて、今回、道路関係で300件もの希望があるのにできないと言っているでしょう。300件。たったの2億か3億の。公共下水道を考えたならば1回でこういう問題は解決ですよ。そういう金額になりませんか。年間の公共、暗きょの計画というの、約3億あるでしょう。
我妻委員長	もういいです。 さっき前原委員が確認した点とか、総合的に判断させていただくというふうにしたいと思いますので。（「はい」の声あり） じゃ、ほかに、ございませんか。 （「ないです」「なし」の声あり）
橋本議員	ただ一つ。 議会には提案権はないと、提案権はあるんです。ただ、一番の持っているのは修正権がある。行政側の提案したことに不都合があったら、これはこうするべきだろうと。その修正する能力、権限が、努力をしなかったら議員要らないです。いつも私が言っている町民集会に変えなさい、総会に。
我妻委員長	はい。提案権、修正権もあることは認めながら、今、議会でもいろいろ政策提言活動やっています。
橋本議員	何をやっているって。
我妻委員長	いいです。 議員も参加してやっている活動でございますので、これ以上言いません。 ま、それぞれ今、質問も出して、いろいろ意見交換もされました。それらも踏まえながら、あとは執行部ともいろいろ確認もしなくちゃいけないこともあります。 一応、請願の趣旨も含めた説明についての質疑については以上で終わりたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）
橋本議員	最後に一つ言わせてください。 私は紹介議員。紹介議員なら説明する責任もある。そして皆さん方が本気になって町民、住民の人の話を聞きたいというなら、これ議会基本条例の中にもある、議会の活性化にもある。町民の人に出てもらって、橋本が言うのどうなんですかというぐらいの会議を開きなさい。だったら新田で会議を開け。請願と言うけれども、皆さん方と話し合いをしたいというんで議会活性化の中で、町民との懇談会することを勧めます。私も出ましょう。その中でやりましょう。
我妻委員長	先ほど橋本議員から十分理解して説明に立ったというご説明ありましたので、それをそのまま受け止めさせていただきまして、これで説明に対する質疑を終わりたいと思います。 よろしいですね。（「はい」の声あり）

	副委員長。
山岸副委員長	今日は請願に対する審査ということで、1時半からただいま2時半経過しました。橋本議員が紹介者ということでですね、橋本議員からいろいろ説明をいただきました。この今までの1時間以上にわたっての説明に対して、私たちこの常任委員会といたしまして、これからさらに町側、あるいは担当課などとのいろいろ協議あるいは会議を進めて、請願に対する結論を出していきたいと考えております。 今日は大変ご苦労さまでした。
	閉会

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務、産業、建設常任委員会

委員長